

◆ 高島がんばる事業者サポート給付金 提出書類一覧表

令和3年10月21日（第3版）

【中小法人等】

提出書類	対象となる書類
申請書兼請求書	① 高島がんばる事業者サポート給付金申請書兼請求書 ※ 市ホームページ（ <a href="http://www.city.takashima.lg.jp">http://www.city.takashima.lg.jp</a> ）からダウンロードできます。
事業収入（売上）や状況等が確認できる書類	② 対象月（令和3年4月～9月）の売上台帳、試算表 等 ③ 比較月（前年または、前々年）の事業収入（売上）がわかる書類（例：法人事業概況説明書…対象となる事業年度のもの）
事業所所在地や事業内容等を記載した書類	④ 法人事業概況説明書の写し（★）【直前の事業年度分】 ※ 比較する事業年度が直前の事業年度と異なる場合は、法人の業務・業況などが継続しているか確認するため直前および比較する事業年度の法人事業概況説明書の写し両方を提出してください。 ⑤ 履歴事項全部証明書の写し（発行日より3ヶ月以内）または、法人市民税申告書（第二十号様式）の写し（★） ※ 市内にある事業所が本店以外の場合、履歴事項全部証明書または、法人市民税申告書（第二十号様式）に市内の事業所が記載されている場合のみ給付対象となります。
給付金の振込先を確認できる書類	⑥ 申請者（法人）名義の通帳の写し

【個人事業者】

提出書類	対象となる書類
申請書兼請求書	① 高島がんばる事業者サポート給付金申請書兼請求書 ※ 市ホームページからダウンロードできます。
事業収入（売上）や状況等が確認できる書類	② 対象月（令和3年4月～9月）の売上台帳、試算表 等 ③ 比較月（前年または、前々年）の事業収入（売上）がわかる書類（例：青色申告決算書・収支内訳書）
事業所所在地や事業内容等を記載した書類	④ 令和2年分の確定申告書（第1表）の写し（★）または、令和2年分の市県民税申告書の写し（★） ⑤ 令和2年分の青色申告決算書の写し（★）または、令和2年分の収支内訳書（白色申告）（★）の写し ※ <④⑤について>比較する月が平成31年4月・令和元年の場合は、事業者の所在地や事業収入などが継続しているか確認するため令和元年および令和2年分の写し両方を提出してください。 ※ 確定申告書に市内事業所の所在地が記載されていない場合は、公的機関の許認可や開業届など、市内事業所の所在地の確認ができる書面の写しを提出してください。（記載がない場合、給付対象外となる可能性があります。）
給付金の振込先を確認できる書類	⑥ 申請者名義の通帳の写し
本人確認書類	⑦ 運転免許証、マイナンバーカード 等の写し ※ 住所・氏名・顔写真がわかるもの

★印 收受印が押印されているまたは、高島市役所で收受したことがわかることが必要です。（e-TAXの場合は「受信通知」を添付すること）

- ・ 創業後1年未満の方（個人）については、開業届等、開業日のわかる書類の写しを添付してください。
- ・ 直前の事業年度の申告等が完了していない場合は、2事業年度前の申告書類を提出してください。
- ・ 委託業務契約等による給与または雑収入を得ている対象者は、個人事業者と同様の提出書類に加えて、業務委託契約等収入があることがわかる書類と国民健康保険証の写しを提出してください。

◆ 不給付要件

下記の①から⑤のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。 ▪

① 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る接客業務受託営業」を行う事業者
③ 政治団体
④ 宗教上の組織もしくは団体
⑤ ①から④までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者